

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 3 月 26 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 8件

国 民 年 金 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700523号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700315号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成19年1月1日から同年9月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年1月から同年8月までは11万8,000円を16万円とする。

平成19年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月20日から平成19年9月21日まで

A社の元同僚の年金記録に係る照会文書が届いたことから、自身の厚生年金保険の記録を調べたところ、同社における標準報酬月額が、保管している請求期間の一部の期間に係る給与支払明細書に記されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっていることが分かった。

A社における厚生年金保険被保険者期間について、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成19年1月1日から同年9月21日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書及び平成19年分給与所得の源泉徴収票並びに金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成19年1月1日から同年9月21日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料に

については納付したと回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成 17 年 6 月 20 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間について、金融機関から提出された預金取引明細表を見ると、毎月 10 日頃に A 社からの入金を確認できるところ、このうち、一部の月の入金額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額を超えているものの、同社は、請求期間に係る貸金台帳等は廃棄した旨回答している上、請求者の請求期間における住所地である B 県 C 市の担当者は、「請求期間に係る住民税の課税記録は、保存年限経過のため、保存していない。」旨陳述しており、請求者の平成 17 年 6 月 20 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成 17 年 6 月 20 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間に係る請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成 17 年 6 月 20 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700485号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700316号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年7月及び同年8月の標準報酬月額については、36万円を41万円とする。

平成27年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月1日から同年9月1日まで

A社における請求期間に係る標準報酬月額の改定について、年金事務所からの連絡により、厚生年金基金には記録されていたが、年金事務所には記録されていなかったことが分かった。

その後、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が事業主から提出され、標準報酬月額の記録が訂正されたものの、請求期間については、訂正後の標準報酬月額の記録が年金額に反映されない記録となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、請求期間において、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、事業主が、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届を日本年金機構に提出していることが確認できることから、年金事務所は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700504号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700319号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年9月1日から同年5月21日に訂正し、同年5月から同年8月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成22年5月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年5月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年5月21日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格取得年月日が平成22年9月1日と記録されているが、同社には同年5月21日から勤務したため、資格取得年月日を同日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、預金通帳及び日記並びにA社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成22年9月1日となっていることから、同日を資格取得年月日とする当該届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700480号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700320号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年3月20日、喪失年月日を昭和43年4月1日とし、昭和40年3月から昭和43年3月までの標準報酬月額について、昭和40年3月から同年9月までは7,000円、昭和40年10月から昭和41年9月までは1万円、昭和41年10月から昭和42年9月までは1万4,000円、昭和42年10月から昭和43年3月までは1万円とすることが必要である。

昭和40年3月20日から昭和43年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月20日から昭和43年4月1日まで

中学を卒業してすぐにB市内にあったA社に就職し、同社において3年程勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

私は、二十歳までCと名乗っており、請求期間においては、CとしてA社に勤務した。

私、Dが、請求期間において、CとしてA社に勤務したことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、CとしてA社に勤務した旨主張しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の生年月日と一致するC名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(昭和40年3月20日資格取得、昭和43年4月1日資格喪失)が確認でき、当該記録の被保険者期間は、請求者が主張する同社における勤務期間と一致する。

また、請求者は、自身と同じ日にA社に就職した元同僚二人の氏名を記憶しているところ、同社に係るオンライン記録において、当該二人の氏名と一致する厚生年金保険被保険者記録がそれぞれ確認でき、当該各記録における被保険者資格取得年月日(昭和40年3月20日)は、前述のC名の厚生年金保険被保険者記録における被保険者資格取得年月日と同日である。

さらに、請求者は、請求期間にA社において、E業務に従事した旨陳述しているところ、同社に係るオンライン記録において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元同僚が、Cの同社における業務内容について、Eと回答している。

加えて、請求者は、A社の元同僚10人(事業主を含む)の氏名及び業務内容を記憶しているところ、同社に係るオンライン記録において、請求者が記憶する元同僚10人の氏名と一致する厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、請求者が記憶する当該各人の業務内容は、元同僚が回答又は陳述する当該各人の業務内容と符合する。

また、請求者は、A社の職場旅行の際に撮影されたものであるとして集合写真(昭和42年10月12日撮影)を提出しているところ、当該写真について、複数の元同僚が、同社の職場旅

行の写真である旨回答している上、当該写真において、請求者が自身であると示す者は、複数の元同僚がCであると回答する者と一致する。

さらに、請求者は、請求期間当時、Cと名乗っていたとして、その事情について具体的に陳述しているところ、幼少の頃から現在まで付き合いがあるとして請求者が氏名を挙げた従姉は、請求期間当時に請求者が名乗っていた氏名について、Cと回答している上、請求者がCと名乗っていた事情に関する当該従姉の陳述内容は、請求者の陳述内容及び請求者の戸籍における親族関係と符合する。

加えて、請求者が記憶する前述の元同僚二人のうち一人が、Cに係るA社退職後の婚姻状況及び居住地について陳述しているところ、当該陳述内容は、請求者に係る戸籍における婚姻状況及び国民年金被保険者原票における住所地の記載内容と符合する。

これらを総合的に判断すると、前述のC名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録は、請求者の記録であると考えることが妥当であり、A社の事業主が、請求者が昭和40年3月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和43年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、前述のC名の厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和40年3月から同年9月までは7,000円、昭和40年10月から昭和41年9月までは1万円、昭和41年10月から昭和42年9月までは1万4,000円、昭和42年10月から昭和43年3月までは1万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700444号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700050号

## 第1 結論

昭和47年\*月から同年3月までの請求期間及び昭和59年11月から平成4年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成4年3月から平成7年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成7年5月から平成23年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年\*月から同年3月まで  
② 昭和59年11月から平成23年12月まで

請求期間①について、A県B市内の短期大学に通うため、同市内において寮生活をしていたので、国民年金の加入手続は、A県C町(現在は、D市)の実家の母が同町役場において行い、国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間②について、国民年金の加入手続は、父のE事業所の経理事務を行っていた会計事務所の事務員がC町役場において行ってくれたと思う。また、国民年金保険料は、昭和59年11月から昭和60年3月までは母が納付してくれ、F事業所を始めた頃の昭和60年4月からは、毎月、私が金融機関において納付した。その後、子供の進学に費用が掛かり生活が苦しくなったので、平成4年度又は平成7年度に1回だけ免除申請を行った。免除が承認されていた期間は、平成4年3月、同年4月、平成7年3月又は同年5月から平成23年12月までであったと思う。

しかし、年金事務所から私の国民年金の記録が一切ないと回答があったので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②において、国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料について、請求期間①及び請求期間②のうち、昭和59年11月から平成4年2月までの期間は納付し、同年3月から平成7年4月までの期間は納付し、又は免除されていたとし、同年5月から平成23年12月までの期間は免除されていた旨主張している。

しかしながら、制度共通の年金記録を管理する基礎年金番号制度が実施された平成9年1月より前に国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が請求期間①及び②の住所地であったとするC町において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、前述の基礎年金番号制度が平成9年1月に実施されたことに伴い、国民年金及び厚生

年金保険の加入者については、当該時点に加入していた制度の年金手帳の記号番号が基礎年金番号とされたところ、請求者の主張どおり請求期間②に国民年金に加入していたと仮定した場合、国民年金手帳記号番号が当該時点に基礎年金番号とされることになるが、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度の実施前に加入していた請求者の厚生年金保険の記号番号が平成26年6月6日に基礎年金番号とされており、このことは請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、その母が請求期間①に係る国民年金の加入手続並びに請求期間①及び請求期間②のうち、昭和59年11月から昭和60年3月までの期間の国民年金保険料を納付した旨主張していることから、請求者の母に聴取しようとしたが、請求者は、その母の現状から考えて困難である旨回答しており、当時の具体的な加入手続の状況及び当該期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者は、その父が経営していたE事業所の経理事務を行っていた会計事務所の事務員であったG氏が請求期間②に係る国民年金の加入手続を行ったと思うが、連絡先は不明である旨回答していることから、当該事務員の連絡先を確認するために、社会保険オンラインシステムにより当該者の検索を行ったが、当該者を特定することができず、当時の加入手続の状況について、当該者に照会することができない。

また、請求者は、請求期間②のうち、昭和60年4月から国民年金保険料の申請免除が承認されていたとする平成4年3月、同年4月、平成7年3月又は同年5月のいずれかの月の前月までの国民年金保険料を納付した旨主張しており、納付したとする期間等の請求者の記憶が明確ではない上、請求者は、その納付場所についても、どの金融機関で納付したのか不明である旨回答している。

なお、請求者から提出された昭和60年分から平成2年分までの所得税の確定申告書控を見ると、各年分の社会保険控除欄に記載された支払保険料額は、全て国民健康保険税の支払額となっており、当該確定申告書控から、請求者の国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

さらに、請求者が国民年金保険料の免除申請を行ったとする平成4年度又は平成7年度当時、国民年金保険料の免除申請は、毎年、住所地の市町村において行う必要があり、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について、被保険者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、免除申請を行ったのは1回のみで、承認又は却下の通知書は届かなかった旨回答しており、請求者の主張には、国民年金制度における申請免除の取扱いと齟齬がある。

加えて、請求期間①及び②は合計すると329か月と長期間にわたっており、国民年金保険料の納付又は免除の記録が全て欠落したとは考え難い。

このほか、請求者及びその母が請求期間①及び請求期間②のうち昭和59年11月から平成4年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたこと、請求者が請求期間②のうち、同年3月から平成7年4月までの期間の国民年金保険料の納付又は免除申請を行っていたこと並びに請求者が同年5月から平成23年12月までの期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料はなく、請求者の請求期間①及び請求期間②のうち昭和59年11月から平成4年2月までの期間の国民年金保険料が納付されていたこと、請求期間②のうち、同年3月から平成7年4月までの期間の国民年金保険料が納付又は免除されていたこと並びに同年5月から平成23年12月までの期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700500号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700051号

## 第1 結論

昭和39年5月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年5月から昭和45年3月まで

国民年金の加入手続については、明確に記憶していないが、昭和39年4月に結婚し、A県B市C区にあったDセンターにE店舗を開店してしばらくした頃に、妻が近所の人に勧められて、国民年金に加入したと思う。

請求期間の国民年金保険料については、妻が店頭又は自宅に来た集金人に、毎月現金で納付した。国民年金保険料を納付すると、当該集金人が手帳にシールを貼ってくれた。

請求期間について、妻が私の国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びその妻は、請求者の国民年金の加入手続については、明確に記憶していないが、請求期間の国民年金保険料については、請求者の妻が集金人に毎月納付し、当該集金人に手帳にシールを貼ってもらった旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求期間後の昭和45年5月にB市C区において払い出されていることが確認できる。

また、請求者の国民年金被保険者資格の取得日は、オンライン記録によると、昭和37年\*月\*日と記録されており、請求者の国民年金手帳記号番号の払出時期(昭和45年5月)からすると、遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるが、請求者の妻は、請求者の請求期間の国民年金保険料について、「遡って納付したことはない。」旨陳述している。

さらに、請求期間当時の国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙に国民年金印紙を貼り付け、当該国民年金手帳を住所地の市町村に提出し、検認を受けることによって行うこととされており、市町村における検認は、当該国民年金手帳に貼り付けられた国民年金印紙に消印して行うこととされているが、請求者の妻は、シールが貼り付けられたとする手帳の提出の有無について記憶しておらず、当該シールへの消印の有無について、「消印はなかった。」旨陳述している。

加えて、請求者及びその妻の主張どおりに国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間にB市C区において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700521号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700052号

## 第1 結論

昭和54年12月から昭和59年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年12月から昭和59年9月まで

昭和59年6月26日に、国民健康保険の加入手続をA県B市役所において行った時に、同じ窓口で国民年金の加入手続も行った。この頃のB市役所の庁舎は、現在の庁舎ではなく、移転前の古い庁舎であった。

請求期間の国民年金保険料については、前述の加入手続時に窓口の職員から、過去の国民年金保険料を遡って納付することができると説明があったので、納付書により、現在の国民年金保険料を納付しながら、数年にわたり遡って分割納付した。B市役所が新庁舎に移転してからも、しばらく国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

請求期間の国民年金保険料の領収証書を処分してしまったが、請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B市役所において、昭和59年6月26日に国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、納付書により、現年度保険料と並行して、数年にわたり遡って分割納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される場所、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月21日にB市において払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者に係る資格取得日及び国民年金保険料の収納日並びに請求者の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料に係る納付書・領収証書の発行日(昭和62年1月31日)等から、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和62年1月に行われたことが推認でき、このことは請求者の主張と符合しない。

また、国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により、納期限から2年を経過すると納付することができないことから、前述の加入手続時点(昭和62年1月)において、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、前述の納付書・領収証書を見ると、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料の納付書が昭和62年1月31日に発行され、当該納付書により、当該期間の国民年金保険料が同日に納付されていることが確認でき、当該納付書が手書きで作成されていることなどを踏まえると、請求者は、加入手続を行った後、時効により納付することができなくなる直前の当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、電算等各種異動・変更処理欄に「新規 62.2.2」の記載が確認できることから、昭和62年2月2日に請求者の国民年金被保険者資格の新規取得に係る処理が行われたものと考えられ、このことは前述の推認した加入

手続時期と符合する。

また、請求者から提出された納付書・領収証書（前述の納付書・領収証書を含む。）を見ると、請求者は、請求期間直後の昭和 59 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの期間及び同年 5 月から昭和 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付しているが、請求者の主張どおり、昭和 59 年 6 月 26 日に国民年金の加入手続を行い、数年間にわたり過年度保険料及び現年度保険料を並行して納付した場合、請求者は、当該期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することになり、当該領収証書からすると、請求者の主張は矛盾している。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続を行ったとする場所について、「現在の B 市役所の庁舎ではなく、移転前の古い庁舎だった。」旨主張しているが、同市の総務課の職員は、「昭和 56 年\*月に新庁舎が完成し、移転した。」旨陳述しており、請求者が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 59 年 6 月 26 日時点において、B 市役所は、既に新庁舎に移転している。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、請求期間に B 市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

なお、請求者が証言者として挙げた請求者の姉と従姉妹に、請求者の請求期間の国民年金保険料の納付状況について聴取したところ、いずれからも、請求者が遡って国民年金保険料を納付したことを知っている旨の陳述が得られたが、その時期に関する陳述は得られなかった。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700503号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700053号

## 第1 結論

昭和45年3月から昭和50年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年3月から昭和50年12月まで

A社を退職した昭和45年3月頃、夫がB県C市役所において、私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思うが、同市に住んでいた時には、国民年金保険料を納付してもしなくてもよいと聞いたので納付しなかった。

昭和49年8月にB県D市に引っ越した後、明確な時期を記憶していないが、同市の集金人に現年度分と遡り分の国民年金保険料を納付するよう促されたので、毎月、現年度分と遡り分の国民年金保険料を1か月分ずつ当該集金人に納付した。また、遡り分の納付を終えた後、当該集金人から、更に昭和45年3月分まで遡って納付できると聞き、現年度分と更に納付できると聞いた遡り分を同様に納付したので、請求期間の国民年金保険料に未納はないと思っていた。

しかし、年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和52年3月に払い出されていることから、請求者は、この頃以降に、国民年金保険料の納付が可能となる。

また、請求期間の国民年金保険料については、前述の記号番号の払出時期(昭和52年3月)において、過年度納付できる期間と既に納期限から2年を経過し、時効により過年度納付できない期間があり、請求期間の国民年金保険料を全て納付するためには、過年度納付し、昭和53年7月から昭和55年6月までの期間に特例納付をするほかはない。

しかしながら、当時の制度上、市町村が収納できる国民年金保険料は、現年度保険料のみであり、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする当時の住所地であるD市は、「集金人が過年度納付及び特例納付の国民年金保険料を受領する取扱いはしていない。」旨回答している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付を始めたとする時期及び納付を終えたとする時期を記憶しておらず、請求者が記号番号の払出しを受けた昭和52年3月から、毎月、1か月分ずつ遡って納付したと仮定しても、請求期間の国民年金保険料のうち、同記号番号の払出時期において過年度納付ができない約5年分について、前述の特例納付の実施期間(2年間)に全て特例納付することはできない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステ

ムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、昭和45年3月から昭和49年8月までの期間にC市において払い出された記号番号及び同年8月から昭和52年2月までの期間にD市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の夫は、請求者が集金人に国民年金保険料を遡って納付していた旨陳述している一方、請求者の夫が、請求者の国民年金の加入手続を行ったとする陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700481号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700317号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年8月頃から昭和33年7月頃まで

A社のB船に2回乗船し、C職に従事したが、年金記録では、請求期間の船員保険の被保険者記録がない。

請求期間において、給料から船員保険料を引かれていたもので、調査の上、当該期間を船員保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社のB船に乗船し、給料から船員保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社は既に解散している上、請求期間当時の同社の役員6人は、いずれも死亡又は所在不明であり、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除を同社の関係者に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社に係る船員保険被保険者記録又は厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が判明したそれぞれ16人及び5人の合計21人に事情照会し、8人及び4人の合計12人から回答又は陳述を得たものの、請求者の請求期間における勤務実態をうかがわせる回答又は陳述は無い上、請求者が、請求期間においてB船と一緒に乗船していたとして唯一記憶する元同僚は、既に死亡しており、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認又は推認することもできない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿において、請求期間における被保険者証記号番号に欠番は無く、請求者に係る被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700483号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700318号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年3月21日から同年4月1日まで

請求期間について、A社において有給休暇を申請取得した期間であり、私は、同社に在籍していた。私は、同社を平成19年3月31日に退職しており、同年3月分の厚生年金保険料を同社に支払っている。しかし、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、平成19年3月21日となっているので、調査の上、資格喪失日の記録を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、「当社が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の資格喪失年月日及び退職日並びに雇用保険被保険者資格喪失届(写し)(以下「雇用保険資格喪失届」という。)、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)及び雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)(以下「離職証明書」という。)に記載の離職年月日どおり、請求者は、平成19年3月20日に当社を退職しており、請求期間に勤務及び在籍していない。また、請求者に係る雇用保険資格喪失届において、当該喪失届に記載した内容を請求者に確認してもらい、被保険者確認欄に請求者の確認印をもらっている。」旨回答している。

また、請求者が元同僚として氏名を挙げた二人に照会したものの、当該二人からは、請求者が請求期間に在籍していたことを確認又は推認できる回答を得られなかった。

さらに、A社及び同社の事務担当者は、「請求者に係る賃金台帳の保管はないが、請求者は請求期間に勤務及び在籍しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料控除はない。」旨回答及び陳述している。

加えて、請求者は、「請求期間に係る厚生年金保険料は、平成19年3月27日にももらった給与から控除されていたと思う。」旨陳述しているものの、請求者提出の平成18年2月分給与支払明細書(労働日数:自2月1日至2月20日)において厚生年金保険料が控除されておらず、A社は、請求期間当時の同社における給与支払及び厚生年金保険料控除の方法について、「毎月20日締切、同月27日支払、保険料は翌月の給与から控除することとしていた。」旨回答していることから、平成19年3月27日支払の給与からは、同年2月分の厚生年金保険料が控除されたと考えられる上、前述の離職証明書及び請求者提出の預金通帳において確認できる同年3月27日支払の給与に係る賃金額と給与振込額の差額からも、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700486号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700321号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年10月頃から昭和48年12月頃まで

A事業所というB施設に、昭和44年10月頃から昭和48年12月頃まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

退職時に、オレンジ色の年金手帳を会社の事務員から交付された記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が記憶するA事業所の所在地及び事業主の姓、雇用保険の記録、A事業所の責任者であったとする者の陳述等から、請求者が、請求期間頃に、C社が経営するB施設「A事業所」に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所又はC社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、商業登記の記録及びオンライン記録によると、C社は昭和57年3月1日付けで解散しており、同社の請求期間当時の代表取締役は既に死亡していることから、同社及び同社の代表取締役から請求期間当時の状況を確認することができない上、同社に係る商業登記の記録において、請求期間時代に役員であったことが確認できる者は、「私はA事業所の責任者であった。請求期間当時、C社は、B施設であるA事業所を経営しており、A事業所に勤務する者はC社の従業員であった。C社は、厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

さらに、請求者がA事業所の同僚として氏名を記憶する者のうち所在の判明した一人に照会したが、回答を得られない上、当該同僚についても、請求者の請求期間と重なる期間において雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、当該期間において請求者と同様に厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、当該同僚の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録からは、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

なお、請求者は、「A事業所を退職したとき、事務の人からオレンジ色の年金手帳をもらった。」旨陳述しているが、厚生年金保険の被保険者に年金手帳が交付されることとなったのは、昭和49年11月以後であり、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者に年金手帳を交付する制度は存在しない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700495号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700322号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年3月頃から同年4月1日まで  
② 昭和59年12月1日から平成元年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間が昭和56年4月1日から昭和59年12月1日までとなっているが、実際には昭和56年3月頃から平成元年7月末日まで同社に勤務し、B業務に従事した。同社には、正社員として入社し、途中でアルバイトに変更してもらったが、アルバイトに変更後も勤務時間等は変わっておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、C社は、「請求期間①当時の資料は保存しておらず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨回答している。

また、A社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚に照会したところ、請求者と同日の昭和56年4月1日に同社における被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「請求者は、私と同様に昭和56年4月に入社したと思う。」旨回答しており、そのほか、請求期間①において、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる回答はなかった。

さらに、雇用保険の記録によると、A社における請求者の被保険者資格取得年月日は昭和56年4月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している。

請求期間②について、複数の元同僚の回答及び請求者から提出された手帳の写し等の記載内容から、退職時期は特定できないものの、請求者が当該期間の頃に、A社に勤務していたことがうかがえる。

一方、請求者は、A社には、正社員として入社し、途中からアルバイトに変更してもらったとしているところ、請求期間②において同社における厚生年金保険被保険者記録があり、請求者と同様にB業務に従事したとする複数の元同僚が、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、同じ業務をしていたアルバイトは、社会保険に加入していなかった。」旨陳述している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされているところ、C社は、「請求期間②当時の資料は保存しておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨回答している。

さらに、請求期間②のうちの一部の期間において、A社の給与計算及び社会保険事務を担当していたとする二人は、「請求期間②当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、

アルバイトの給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

加えて、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は昭和 59 年 11 月 30 日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。